

精神障害者旅客運賃割引規程

(2025 年 3 月 3 日付達甲第 1038 号)

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、精神障害者が、単独でまたは介護者とともに、社線・連絡社線を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第 2 条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

- 2 前項の精神障害者を、別表に掲げる第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者に分ける。
- 3 第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者の別については、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第 3 条 精神障害者が、第 1 種精神障害者および定期乗車券を使用する 12 歳未満の第 2 種精神障害者であるときは、精神障害者 1 人に対して、1 人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種精神障害者および12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

注 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は社線・連絡社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、次のとおりとする。

- (1) 社の鉄道線を乗車するときは、旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。
- (2) 社の鉄道線と連絡社線の鉄道とにわたって乗車するときは、旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。

(割引率)

第6条 精神障害者および介護者に対する割引率は5割とする。
ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

注 旅客鉄道会社線連絡となる場合であって、精神障害者が通学定期乗車券を購入するときは、旅客鉄道会社線区間について義務課程等の割引適用を受けないものに限り、その介護者の定期旅客運賃は割引の取扱いをする。

……【重複割引禁止】……

(割引乗車券の購入申込みおよび発売方)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、有効な精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な割引乗車券の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により、割引乗車券の購入申出があった場合は、精神障害者保健福祉手帳の記載事項を確認のうえ、相当の乗車券を発売する。

注 旅客鉄道会社等の他社においては、大人に対して発売する割引普通乗車券を、小児用の乗車券（表面には、所定の割引表示）によって発売する場合がある。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定によって購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃払いもどしおよび乗車変更の制限)

第9条 第3条第2項の規定によって購入した乗車券の旅客運賃払いもどしおよび乗車変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、共に行う場合でなければ取扱いをしない。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第10条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、有効な精神障害者保健福祉手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(旅客運賃の割引に対する表示)

第11条 精神障害者に対して発売する割引乗車券には、その証として、各券片の表面に次のように表示する。

(1) 単独で乗車する場合

ア ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

イ マルチ印刷発行機により発行する乗車券



一辺 4 mm

ウ その他によって表示するもの



直径 4 mm

(2) 介護者とともに乗車する場合

ア 精神障害者に対する乗車券

a ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

- b マルチ印刷発行機により発行する乗車券



一辺 4 mm

(定期乗車券については黒地に白抜き文字)

- c その他によって表示するもの



直径 4 mm

イ 介護者に対する乗車券

- a ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

- b マルチ印刷発行機により発行する乗車券



一辺 4 mm

(定期乗車券については黒地に白抜き文字)

- c その他によって表示するもの



直径 4 mm

注 介護付用旅客運賃割引証によって発行する精神障害者の小児定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には、所定の表示をすること。

(その他の取扱方)

第 1 2 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。

別表

精神障害者の割引種別

割引種別	障害 等級	精神障害の状態
第 1 種精神障害者	1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第 2 種精神障害者	2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。

付 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から実施する。

(参考) 精神障害者保健福祉手帳の様式

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知)により示された様式

(1) 紙様式(例)

(裏表紙)

備考

注1) 住所や氏名が変わったときは、
変更届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か
月前から市町村役場で行うことが
できます。

(表表紙)

障害者手帳

都道府県(指定都市)名

(内面左)

3 cm

4 cm

写真
ベスト
半裁

氏名

住所

生年月日

障害等級

号

手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

(内面右)

交付日

年

月

日

有効期限

年

月

日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市)名

印

精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律第45条の保健福祉手帳

(注意)縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式

(表)

(裏)

○ 手帳確認時の注意事項

- ① 旅客運賃の割引適用については「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載に基づき取扱う。手帳の障害程度等級や総合判定の度数での割引可否の判断はおこなわない。
- ② 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に第1種・第2種の記載のない場合は、手帳の発行者に確認し、必要な記載証明を受けるよう案内すること。(発行者への確認はお客様がおこなう。また、記載証明がおこなわれるまでは、その手帳での旅客運賃割引は適用できない。)
- ③ 手帳は発行時期や発行自治体により、様式・表紙の色等に差異があるので、必ず手帳の顔写真が貼付してある証明欄と有効期限を確認すること。